

札幌市鳥獣被害防止対策事業交付要綱

令和5年（2023年）5月29日制定

令和6年（2024年）4月12日改正

経済観光局長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、「札幌市鳥獣被害防止計画（平成27年2月策定）」に基づき、鳥獣による被害防止対策を講じるため、市長が予算の範囲内において交付する補助金について、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年6月29日訓令第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「事業実施主体」とは、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき認定された、「認定農業者」及び「認定新規就農者」、札幌市中核農家登録制度実施要綱（平成7年1月24日経済局農務部長決裁）に基づき登録された、「札幌市中核農家（以下「中核農家」という。）」、販売農家（経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家）、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された「農業協同組合」、市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）に基づき市長が認定した市民農園の開設者をいう。

2 この要綱において「法令」とは、法律、法律に基づく命令（告示を含む）要綱及び本市の規則をいう。

（補助金の交付対象事業）

第3条 交付の対象となる事業及び補助率は別表1に定めるとおりとする。

（補助金の交付対象者等）

第4条 交付の対象となる事業実施主体は市内に在住し、当該年度に本事業により農業用施設等（以下、「施設等」という。）を整備する者とする。また、受益地は市内の現に耕作されている土地もしくは事業計画書（様式第1号）に記載する当該年度の耕作予定地とする。ただし、当該地以外を受益地を含めることで費用対効果の向上が見込まれる場合等については、この限りではない。

法人等にあつては、市内に主たる事務所の所在地を有し、かつ構成員の4分の3以上の者が市内に住所を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者については、補助金の交付対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の交付は千円単位とし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

2 同一世帯の者は、一の事業実施主体とみなす。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業計画書、交付申請書（様式第

2号)に必要書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の交付申請書を提出するにあたっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、事業計画書、交付申請書を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を行うときは、併せて当該年度における補助金の交付額を予算の範囲内で確定する。
- 3 市長は、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知しなければならない。
- 4 市長は、前条第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、その理由を付して、不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知しなければならない。
- 5 市長は、補助金の交付の効果の検証等、本補助金交付の運営に必要な補助条件を付することができる。

(補助事業等の内容の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、第7条の規定により提出した書類の記載事項に相違して補助事業を遂行する必要が生じたとき、又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに市長に事業計画変更承認申請書(様式第5号)を提出してその承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の軽微な変更であって、補助金額の増額を伴わないものとして市長が認める場合については、この限りでない。

- 2 市長は、前項本文の規定による承認をしたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更するものとする。

(契約等)

第9条 事業実施主体は、事業の契約に当たっては、原則として入札又は見積合わせを行うこととする。

- 2 補助対象経費の支払いは、原則として口座振替、振込とし、クレジットカード等のポイントが付与される支払いは交付対象外とする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、次条の規定により補助金の額を確定した後、補助金の交付決定を受けた者に対し、補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、概算払により交付することができるものとする。

- 2 前項ただし書の規定により概算払を受けようとする場合は、概算払申請書

(様式第6号)を市長に提出するものとする。

- 3 前項の申請を市長が適当と認める場合には概算払の決定を通知するものとする。
- 4 補助金は、その年度内に完了した事業について交付する。

(実績報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、事業完了後(市長から中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)速やかに実績報告書(様式第7号)にその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 第8条第2項のただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。

3 第8条第2項のただし書きにより交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)について、速やかに市長に報告(様式第8号)するとともに、市長による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書を受領したときは、書類審査及び現地検査を実施し、当該補助事業等の成果が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第9号)により、補助金の交付を受けようとする者に通知しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 市長は、事業実施主体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該取り消した部分に係る補助金の返還を命じるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) この要綱又はこれに基づき市長が行った処分に違反したとき。

2 市長は、補助金の交付を受けた者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分の返還を命じるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消を行ったときは、速やかにその旨を事業実施主体に通知するものとする。

(事業評価)

第14条 補助金の交付を受けた者は、事業の効果を評価するため、事業評価報告書(様式第10号)を事業実施年度の3月末日までに市長に提出すること。

なお、鳥獣被害が深刻化した時期以降に施設等の整備を行った場合等、事業実施年度に事業評価が困難な場合は、事業評価報告書にその旨記載して提出し、

事業実施次年度の3月末日までに再度市長に事業評価報告書を提出すること。

(財産の管理等)

第15条 事業実施主体は、整備した施設等について、耐用年数までは適正に管理することとする。

(財産処分の制限)

第16条 補助金の交付を受けた者は、この事業により取得し、又は効用の増加した財産を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の制限を受けるものとし、耐用年数が経過するまでは補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は処分してはならない。

(関係書類の保管)

第17条 補助金の交付を受けた者は、財産管理台帳（様式第11号）及びこの補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で市長が認める期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱の定めるもののほか必要がある事項はその都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月29日から施行する。

様式

- 1 事業計画書（様式第1号）
添付資料 誓約書
- 2 補助金交付申請書（様式第2号）
- 3 補助金交付決定通知書（様式第3号）
- 4 補助金不交付決定通知書（様式第4号）
- 5 事業計画変更承認申請書（様式第5号）
- 6 補助金概算払申請書（様式第6号）
- 7 実績報告書（様式第7号）
添付資料 収支決算報告書、振込口座届出書
- 8 消費税仕入控除税額報告書（様式第8号）
- 9 補助金確定通知書（様式第9号）
- 10 事業評価報告書（様式第10号）
- 11 財産管理台帳（様式第11号）

別表1

事業内容	交付率
【交付対象事業】	
①電気柵（新設のみ） 【事業要件】 <ul style="list-style-type: none"> ・単純更新は不可 ※例：過去に本事業にて補助を受けた電気柵が破損したため 同一箇所にて同等機能を有した電気柵を新たに設置する等 ・過去に電気柵の補助を受けた者であっても、新たな箇所に追加で設置する場合は可 ・電源装置一式を併せて購入するものに限る 	80/100 （上限30万円/年度）
②電気柵（機能向上のための更新） 【事業要件】 <ul style="list-style-type: none"> ・過去に札幌市の事業において設置した電気柵が法定耐用年数（8年）を超え、同一箇所に機能向上を目的とした電気柵を設置する場合には限り交付（単純更新は不可） 例①：3段張り→4段張りへの変更 例②：労働力軽減に向け、毎年の設置が容易なものに更新 （過年度設置のものと比較した資料を提出すること） ・電源装置一式を併せて購入するものに限る 	50/100 （上限10万円/年度）
③その他、有害鳥獣対策として適当と認められるもの <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市長が認めるものに限る（交付と認めるかは都度協議する） ※認められたものは事例として随時表記する 	30/100 （上限10万円/年度）
【交付対象外事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・ソフト事業 ・草刈り機など汎用性が高い器具等 ・消耗品類 ・既存施設等の撤去費および処分費 	

様式第1号

年度 札幌市鳥獣被害防止対策事業計画書

事業実施主体住所

(法人にあっては本社所在地)

事業実施主体

(法人にあっては法人名及び代表者名)

1 事業内容

電気柵の設置 (新設のみ)

電気柵の設置 (機能向上)

その他 ()

2 事業概要

事業実施場所	
事業面積	
対象動物	<input type="checkbox"/> エゾシカ <input type="checkbox"/> アライグマ <input type="checkbox"/> ヒグマ <input type="checkbox"/> キツネ
構造・規格 能力等	
事業目標	有害鳥獣による農業被害額を減少させる。
添付資料	(1) 位置図 (2) 誓約書

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

誓約書

私は、札幌市鳥獣被害防止対策事業に関して、下記のとおり誓約します。

記

- 1 私は、札幌市に対して市税の滞納はありません。
- 2 事業計画、補助金申請、実績報告等の書類に虚偽が判明した場合は、補助金の返還等に応じます。
- 3 本事業により補助を受けた施設等については、事業効果の発現に向け、適正な設置と管理を実施します。
- 4 事業によらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令を遵守します。

年 月 日

札幌市長様

事業実施主体

記名押印又は署名

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

補助金交付申請書

年 月 日

札幌市長 様

事業実施主体住所

(法人にあっては本社所在地)

事業実施主体

(法人にあっては法人名及び代表者名)

事業名 年度 札幌市鳥獣被害防止対策事業

上記事業に関し補助金の交付を受けたいので、札幌市鳥獣被害防止対策事業交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業内容

- 電気柵の設置 (新設のみ)
- 電気柵の設置 (機能向上)
- その他 ()

2 事業実施計画

事業内容 (構造, 規格, 能力等)	設置着手 (予定) 年月日	設置完了 (予定) 年月日	総事業費 (A)+(B) 円	事業費の内訳		備考
				補助金 (A) 円	自己資金 (B) 円	
計						

※ 免税事業者又は簡易課税制度適用者は、事業費に消費税を含め、備考欄に「含税額」と記載する。

3 添付資料

見積書 (明細含む)、図面 (平面図等)

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

消費税及び地方消費税免税事業者申出書

年 月 日

(あて先)

札幌市長 様

事業実施主体

私は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者であることを、ここに申し出ます。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

補助金交付決定通知書

第 号
年 (年) 月 日

様

札幌市長

年 月 日付で交付申請のあった 年度札幌市鳥獣被害防止対策事業に対する補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助対象事業費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象事業	補助対象事業費	補助金額	補助率
年度 札幌市鳥獣被害防止対策事業	円	円	

(1) 補助金は事業（工事）終了後、確定された金額を交付する。

(2) ただし、事業（工事）遂行上、概算払を受けたいときは、市長へ申請する。

2 事業内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 この補助金に係る要綱、要領、運用通達を遵守すること。

4 補助金は、目的以外に使用しないこと。

5 事業完了後、速やかに実績報告書にその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出すること。

6 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により随時状況の調査を行い、又は必要事項について報告させることがある。

- 7 本補助事業の完了年度の翌年度から起算して、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
- 8 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該取り消した部分に係る補助金の返還を命じることがある。
- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) この要綱又はこれに基づき市長が行った処分に違反したとき。

(札幌市経済観光局農政部農業支援センター)

様式第 4 号

第 号
年 (年) 月 日

(各申請者名) 様

札幌市長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度札幌市鳥獣被害防止対策事業に対する補助金について、次の理由により交付できませんので通知します。

(理由)

事業計画変更承認申請書

年 月 日

札幌市長 様

事業実施主体

事業名 年度 札幌市鳥獣被害防止対策事業

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けた標記事業の計画について、下記の理由により変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助交付決定額 円
- 2 変更後の補助金申請額 円
- 3 変更の理由

4 添付書類

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第6号

補助金概算払申請書

年 月 日

札幌市長 様

事業実施主体

事業名 年度 札幌市鳥獣被害防止対策事業

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けた上記事業に係る補助金について、概算払を受けたいので申請します。

記

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 補助金額 | 金 | 円 |
| 2 | 既に概算払を受けた額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回概算払申請額 | 金 | 円 |
| 4 | 申請の理由 | | |

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

実績報告書

年 月 日

札幌市長 様

事業実施主体住所

(法人にあっては本社所在地)

事業実施主体

(法人にあっては法人名及び代表者名)

事業名 年度 札幌市鳥獣被害防止対策事業

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けた標記事業は、年 月 日に完了しましたので札幌市鳥獣被害防止対策事業交付要綱第11条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業実施実績

事業内容 〔構造, 規格, 能力等〕	着手 年月日	完了 年月日	総事業費 (A)+(B) 円	事業費の内訳		備 考
				補助金 (A) 円	自己資金 (B) 円	
計						

※ 免税事業者又は簡易課税制度適用者は、事業費に消費税を含め、備考欄に「含税額」と記載する。

2 添付資料

収支決算書、請求書(写)、納品書(写)、領収証(写)、売買契約書(写)、見積書(写)

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第7号 添付資料

収 支 決 算 書

1 収入の部

単位:円

区 分	予 算 額		精 算 額		
	当 初	変更後	収入済額	未収入額	計
札幌市補助金					
自己負担金					
計					

2 支出の部

単位:円

区 分	予 算 額		精 算 額			不用額
	当 初	変更後	支出済額	未支出額	計	
札幌市補助金						
自己負担金						
計						

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

札幌市鳥獣被害防止対策事業 振込口座届出書

札幌市長 様

札幌市から支払われる補助金については、下記の口座に振り込んでください。

記

年 月 日

銀行名	
本・支店名	
預金種目	1 普通預金 2 当座預金
口座番号	
口座カナ	
口座名	
住所	〒
氏名	
電話番号	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第 8 号

年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

札幌市長 様

事業実施主体

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった事業について、札幌市鳥獣被害防止対策事業交付要綱第 11 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	年 月 日付 第 号による額の確定通知額	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該助成金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税 (個人事業者の場合は所得税) 確定申告書の写し (税務署の收受印等のあるもの) 及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることが確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書 (簡易課税用) の写し (税務署の收受印等のあるもの)
- ・事業実施主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

補助金確定通知書

第 号
年(年) 月 日

様

札幌市長

年 月 日付 号で交付決定通知した、 年度札幌市鳥獣被害防止対策
事業に対する補助金について、下記のとおり確定したので通知します。

記

確定補助金額

円

様式第 11 号

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体 _____

事業実施年度		事業名			年度 札幌市鳥獣被害防止対策事業								
事業の内容			事業実施期間		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘 要	
施設・機械名	型式等	設置場所	着 工 年月日	完 了 年月日	事業費	負担区分			耐用年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日		処分の 内 容
						助成金	融資額	その他					

- (注) 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金の返還額を記入すること。
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。
 5 本台帳は、処分制限期間（処分した施設・機械については承認年月日）を経過するまでは保存管理すること。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。